

有明海自動車航送船組合監査委員公告第 1 号

平成 30 年 7 月 18 日に実施した平成 29 年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果に基づき講じた措置を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

有明海自動車航送船組合
監査委員 濱田義之
監査委員 濱本磨毅穂

監査の結果に係る措置について (有明海自動車航送船事業会計)

1 監査意見について

ア 誘客の促進について

熊本地震の影響等により一時減少していた航送需要は、関係団体や国内外の旅行業者等との連携も継続的に図られ、おおむね回復している。

しかしながら、船舶燃料価格が上昇し今後の収支の推移が不透明な中、航送需要のいっそうの拡大を図るため、更に利用者サービスの向上に努め、また、今般の長崎、熊本両県での世界文化遺産登録等に伴う観光需要や海外客の旅行形態の変化等を捉え、効果的な誘客の促進を図る必要がある。

イ 管理部門の人員体制について

管理部門の職員については、現在の 10 人のうち、2021 年度までに 2 人が定年を迎えることから、引続き計画的な人材確保に努め、体制整備を図る必要がある。

また、職員の資質向上に向けて、外部研修等を活用するなど、行政や会計実務等に関する必要な知識の習得や技能の向上に努められたい。

2 講じた措置

ア 平成 29 年度以降の航送台数については、熊本地震からの回復や期間限定の特別割引運賃の活用等により順調に推移しており、また、本年度は有明フェリー就航 60 周年を迎えたことにより、利用者だけでなく関係機関等に広く PR し、営業活動を行っているところです。

今後も、地元の市町や観光協会等と連携を図り、修学旅行や外国人団体の誘客促進はもとより、新しく登録された世界文化遺産などの情報発信を積極的に行うことで、新規利用客の拡大を図るとともに新船建造費補助金に係る還元割引運賃を効果的に活用するなど誘客の促進に努めてまいります。

イ 管理部門の人員体制については、平成 31 年 3 月末に 1 名の退職者が発生することから採用試験を実施し、当組合の年齢構成等を考慮して人材の確保に努めております。

また、職員の資質向上については、一般社団法人日本経営協会が主催する行政管理講座や関係機関が実施する勉強会などに職員を参加させ、行政実務等知識の習得に努めているところです。

今後も更なる人材育成に向け、外部研修等を活用しながら、職員の資質向上に努

めてまいります。

3 是正・改善を検討すべき事項

ア 広報事務について

広報事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 地元イベントへの協賛広告代を支出しているにもかかわらず、協賛広告が掲載されていない。

イ 委託契約事務について

委託契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正に精算手続等の事務処理を行うこと。

電柱広告業務委託について、

(ア) 契約内容のうち、官庁手数料については、屋外広告許可の更新年度(3年ごと)以外は不要であるにもかかわらず、毎年同額を契約に計上し、支出している。

(イ) 電柱使用の契約や広告塗替等の履行確認がなされないまま、委託料を支出している。

ウ 財産の管理について

財産の管理について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な管理及び事務処理を行うこと。

(ア) 多比良港ターミナル及び長洲港組合管理敷地に、適正に行政財産使用許可の手続がとられていない占有物(郵便ポスト)がある。

(イ) 行政財産使用料について、許可条件として付された納入方法と異なる取扱いを行っているものがある。

4 講じた措置

ア 広報事務について

(ア) 協賛広告については、当該イベント実行委員会に依頼し、今年度から企業協賛欄に掲載を行うこととしました。

今後は、適正な広報事務に努めてまいります。

イ 委託契約事務について

(ア) 本件は、電柱広告に関する委託契約であり、官庁等への屋外広告許可の申請が3年ごとの更新であることへの認識不足から、毎年同額で契約を行っていたものです。

今後、官庁手数料については、契約年度に発生する金額を正確に見積もり、適正な事務処理に努めてまいります。

(イ) 電柱広告については、設置本数が多く、また、広範囲にあり、職員が全ての確認を行うのは困難であったことから、今後の履行確認については、契約相手方から定期的に現物の写真を提出させるとともに、広告塗替等の履行確認についても施工前後の写真を提出させるようにして、今後適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 財産の管理について

- (ア) 多比良港及び長洲港の郵便ポストの行政財産使用許可については、設置当時の手続に関する書類が無く、設置の経緯も不明確であったため、今後の設置等の対応について管轄の郵便局と協議したところ、当該ポストの利用率が非常に低いいため撤去対象に該当し、今後郵便局の撤去計画に基づき、速やかに撤去されることとなった。
- (イ) 本件は、雲仙市の防災行政無線拡声子局設置に関する行政財産使用許可の件であり、平成21年11月から同31年3月までの許可期間としていたものであるが、当該使用許可について平成26年1月に雲仙市より改めて土地賃貸借契約として更新の申し入れがあり、併せて従前の使用許可の解除及び納入方法等の見直しがあったため、土地賃貸借契約書及び覚書を取り交わし、更新後の契約内容に基づき、同市から当組合へ毎年度末に使用料を支払うこととなっていたものです。